

東京都ソフトバレーボール連盟規約

第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 本連盟は、東京都ソフトバレーボール連盟（英文は Tokyo Soft Volleyball Federation）と称する。

第 2 条 本連盟の事務局は、理事長の指定する所に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 本連盟は、(財)東京都バレーボール協会に協力し、東京都のソフトバレーボールを包括・調整し加盟団体相互の連携・協力を促進して、ソフトバレーボールの健全な普及発展を図ることにより生涯スポーツ社会の実現に貢献する。

第 3 章 事業

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- ① ソフトバレーボールに関する各種大会の開催
- ② ソフトバレーボールに関する各種講習会の開催及び講師・指導者の派遣
- ③ ソフトバレーボール各種大会への選手の選考及び派遣
- ④ ソフトバレーボールに関する諸団体・関連事業の連絡・調整
- ⑤ ソフトバレーボールに関する各種調査及び研究
- ⑥ ソフトバレーボール関係功労者の表彰
- ⑦ その他、本連盟の目的達成のために必要な事業

第 5 条 本連盟は、第 3 条の目的を達成するために次のように配慮して事業を行う。

- ① 登録団体の満足度を高めるサービスを提供する組織として活動する。
- ② 各種大会・講習会・関連事業に関して IT（情報技術）を活用した情報公開、ならびに双方向による情報交換による透明性のある運営を図る。
- ③ 事業運営にマネジメントとマーケティングの発想を持ち、社会環境変化に迅速に対応できる組織として活動する。
- ④ 事業の目標に対する進行具合のチェック体制ならびに業績に対しての客観的・合理的な評価システムを導入するために学識経験者など外部委員の加入を図る。
- ⑤ 各種大会・講習会においては参加者主導型にて推進し、ゲームの楽しさだけでなくゲームを通じて親睦・交流を図り、明るい地域社会さらに好縁社会の形成を目指す。

第 4 章 組織

第 6 条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する団体で組織する。

第 7 条 本連盟に加盟を希望する団体は登録規定により加盟することが出来る。

第 8 条 加盟団体は登録費年間4000円を納入しなければならない。

第 5 章 役 員

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長若干名
- ③ 理事長 1 名
- ④ 副理事長若干名
- ⑤ 常任理事若干名
- ⑥ 理 事若干名
- ⑦ 幹 事 2 名

第 10 条 本連盟の役員は、次の方法により選出する。

- ①理事は、加盟団体（チーム）から選出された者及び会長の推薦する学識経験者をもって構成する。
- ②会長・副会長は、理事会で推薦する。
- ③理事長他役員は、理事会で選出する。
- ④監事は、理事会において選出する。

第 11 条 本連盟の役員の任務は、次の通りとする。

- ① 会長は、本連盟を代表して会務を継続する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- ③理事長は、本連盟の会務を掌理する。
- ④副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- ⑤常任理事は、理事会決議に基づき業務を執行する。
- ⑥理事は、理事会を構成し、業務を決議し執行する。
- ⑦監事は、本連盟の業務及び会計を監査する。

第 12 条 役員 の 任 期

- ①本連盟の役員 の 任 期 は、2 年 と する。但 し、重 任 を 妨 げ ない。
- ②役員に欠員が生じたときは、第9条に基づいてこれを補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第 13 条 本連盟に、顧問、参与及び常任理事を置く事が出来る。

- ①顧問は、この連盟の功労者のうちから理事会の推薦により、会長がこれを推挙する。
- ②参与は、この連盟の加盟組織団体の会長及び関係者の中から理事会の推薦により、会長がこれを推挙する。
- ③顧問・参与は、特定事項について会長の諮問に応じる。
- ④常任相談役は、会議（委員会を含む）に出席して意見を述べる事が出来る。

第 6 章 組織及び会議

第 14 条 本連盟の組織は、総会・常任理事会・理事会のもと、総務委員会・競技委員会・審判委員会・指導普及委員会・広報委員会・経理委員会とする。

- ①理事会（本会の重要事項を審議、運営する）
- ②常任理事会（本会の重要事項を審議、運営する）

③総会（年1回本会の重要事項を審議、決定又承認する

- 第15条 常任理事会、理事会は、必要に応じて理事長がこれを召集し、かつ議長となる。
- 第16条 会議は、2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は過半数をもって決定する。

第7章 会計

- 第17条 本連盟の経費は、加盟団体登録料、参加料及びその他（寄付金等）をもってこれに充て金額、納入期日は別途定める。
- 第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 附則

- 第19条 本連盟は、(財)日本バレーボール協会、(財)東京都バレーボール協会、日本ソフトバレーボール連盟、関東ソフトバレーボール連盟に加盟する。
- 第20条 本連盟の規約は、必要に応じて理事会により改廃することが出来る。
- 第21条 本連盟の規約は、平成13年5月19日からこれを施行する。

(平成14年4月26日一部改正)

(平成15年4月27日一部改正)

(平成20年5月20日一部改正)